



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1084 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 1085 保安林の指定の解除 ( " )
- 1086 保安林の指定 ( " )
- 1087 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)
- 1088 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 警察本部告示

- 6 交通管制端末装置保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 7 交通信号機等保守点検委託業務(紀北地区)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 8 交通信号機等保守点検委託業務(和歌山市内)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 9 交通信号機等保守点検委託業務(和歌山、海南、有田地区)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 10 交通信号機等保守点検委託業務(紀南地区)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

### ○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)
- " ( " )
- " ( " )
- " ( " )
- " ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第1084号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町月野瀬字白木谷410の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第1085号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字住屋谷520
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第1086号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字住屋谷518の1、519、519の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字住屋谷519の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1087号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により第37回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成20年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 試験の日時及び場所

##### (1) 日時

平成20年10月10日(金)午前10時から正午まで

##### (2) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階中会議室

#### 2 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

3 受験手続等

- (1) 申込用紙の配布期間及び配布場所
  - ア 配布期間  
平成20年8月1日(金)から平成20年9月17日(水)までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
海草振興局建設部管理課  
各振興局建設部総務管理課(海草振興局を除く。)

(2) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 受験票(返信用50円切手をはり付けること。)
- ウ 写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(3) 受験手数料

8,000円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便又は配達記録郵便により郵送すること。  
なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成20年9月9日(火)から平成20年9月18日(木)まで。  
なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成20年10月24日(金)

(2) 発表の方法

- ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。
- イ 10月24日付けの和歌山県報に合格者の受験番号を登載するとともに、受験者に対し郵送により可否を通知

する。

5 問い合わせ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
海草振興局建設部管理課  
各振興局建設部総務管理課(海草振興局を除く。)

和歌山県告示第1088号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所名 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2989	紀の川市西三谷東八光31番1の一部、32番1の一部、紀の川市西三谷西八光50番1の一部、50番2の一部、里道、水路	和歌山市鉦差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 20.7.16	5.00	57.80
				6.50	47.70
				4.00	10.90

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、交通管制端末装置保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通管制端末装置保守点検委託業務

(2) 業務内容等

交通管制端末装置保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年7月29日(火)現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 過去2年間に、交通管制端末装置の保守点検業務を適正に履行した実績を有する者であること。

- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。
- (5) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所が所在する、個人にあっては在住する都道府県が課する都道府県税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 2の(3)に掲げる業務にかかる契約書の写し又は実績を証明する書面
- (2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月4日(月)から平成20年8月7日(木)の間において6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室
- (2) 日時  
平成20年8月4日(月)午後2時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に持参により6に掲げる場所に提出することとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通規制センター)  
和歌山市西46番地の1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-473-0110(内線563)  
ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成20年8月12日(火)までに通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年8月18日(月)までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年8月20日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、交通信号機等保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通信号機等保守点検委託業務(紀北地区)

(2) 業務内容等

交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年7月29日(火)現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 過去2年間に、交通信号機の新設・移設工事又は交通信号機保守点検業務を適正に履行した実績を有する者であること。

(4) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。

(5) 国税及び県税に未納がない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所が所在する、個人にあっては在住する都道府県が課する都道府県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(3)に掲げる実績を証明する書面

(2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月4日(月)から平成20年8月7日(木)の間において6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時

平成20年8月4日(月)午後3時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通管轄センター)

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110(内線563)

ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年8月12日(火)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、平成20年8月18日(月)までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4)説明に対する回答については、平成20年8月20日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第8号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、交通信号機等保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1)業務の名称

交通信号機等保守点検委託業務(和歌山市内)

(2)業務内容等

交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年7月29日(火)現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1)自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2)自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3)過去2年間に、交通信号機の新設・移設工事又は交通信号機保守点検業務を適正に履行した実績を有する者であること。
- (4)和歌山県が行う競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。
- (5)国税及び県税に未納がない者であること。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7)暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1)この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ア)法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ)法人にあっては主たる事務所が所在する、個人にあっては在住する都道府県が課する都道府県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(3)に掲げる実績を証明する書面

(2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月4日(月)から平成20年8月7日(木)の間において6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1)場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2)日時

平成20年8月4日(月)午後3時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所

に提出することとする。

- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通管  
制センター)  
和歌山市西46番地の1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-473-0110(内線563)  
ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成20年8月12日(火)  
までに通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察  
に対してその理由について説明を求めることができる。  
(2) (1)の説明は、平成20年8月18日(月)までに書面に  
より求めることができる。  
(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。  
(4) 説明に対する回答については、平成20年8月20日(水)  
までに当該説明を求めた者に対して書面により行うもの  
とする。  
(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法  
令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、交通信号  
機等保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に  
必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定  
める。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 一般競争入札に付する事項  
(1) 業務の名称  
交通信号機等保守点検委託業務(和歌山、海南、有田  
地区)  
(2) 業務内容等  
交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様  
書」という。)による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格  
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20  
年7月29日(火)現在において、次に掲げる要件をすべて  
満たしている者とする。  
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であ  
ること。  
(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれに  
も該当しない者であること。  
(3) 過去2年間に、交通信号機の新設・移設工事又は交通  
信号機保守点検業務を適正に履行した実績を有する者で

あること。

- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格が停止さ  
れていない者であること。  
(5) 国税及び県税に未納がない者であること。  
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平  
成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しく  
はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営し  
ていない者又は経営に実質的に関与していない者であ  
ること。  
(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をし  
ていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等  
(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、  
次のとおりとする。  
ア 競争入札参加資格審査申請書  
イ 事業経歴書  
ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提  
出日において、発行後3か月を経過していないもの)  
エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過  
していないもの)  
オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては  
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個  
人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)  
カ 使用印鑑届  
キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納  
税証明書(提出日において、発行後3か月を経過して  
いないもの)  
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
(イ) 法人にあっては主たる事務所が所在する、個人  
にあっては在住する都道府県が課する都道府県税  
全税目  
ク 誓約書  
ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)  
コ 2の(3)に掲げる実績を証明する書面  
(2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類につい  
ては、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入  
札等参加申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等  
登録参加通知書を交付されている者においては、当該  
通知書の写しを提出することにより、当該書類に代え  
ることができる。  
(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用  
紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、  
仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月29日(火)か  
ら平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定め  
る条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める  
休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10  
時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月4日(月)から平成20年8月7日(木)の間において6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時

平成20年8月4日(月)午後3時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通管制センター)

和歌山市西46番地の1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-473-0110(内線563)  
ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年8月12日(火)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年8月18日(月)までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年8月20日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第10号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、交通信号機等保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通信号機等保守点検委託業務(紀南地区)

(2) 業務内容等

交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年7月29日(火)現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 過去2年間に、交通信号機の新設・移設工事又は交通信号機保守点検業務を適正に履行した実績を有する者であること。
- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。
- (5) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所が所在する、個人にあっては在住する都道府県が課する都道府県税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(3)に掲げる実績を証明する書面

(2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月4日(月)から平成20年8月7日(木)の間において6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所  
和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時  
平成20年8月4日(月)午後3時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通管制センター)

和歌山市西46番地の1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-473-0110(内線563)  
ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年8月12日(火)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年8月18日(月)までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年8月20日(水)

までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

諸 報

入 札 公 告

交通管制端末装置保守点検委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 事業年度 平成20年度
  - (2) 業務の名称  
交通管制端末装置保守点検委託業務
  - (3) 業務の内容  
交通管制端末装置保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (4) 契約期間  
契約の日から平成21年2月28日までの間
  - (5) 入札金額  
年間総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県警察本部告示第6号に規定する交通管制端末装置保守点検委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)  
和歌山市西46番地の1  
電話番号 073-473-0110(内線563)  
ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)
  - (2) 期間  
平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
  - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。
    - ア 場所  
3の(1)に同じ。
    - イ 期間  
3の(2)に同じ。



(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成20年8月7日(木)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時

平成20年8月4日(月)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年8月25日(月)午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額

の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

入札公告

交通信号機等保守点検委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令

第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称

交通信号機等保守点検委託業務(紀北地区)

(3) 業務の内容

交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 契約期間

契約の日から平成21年2月28日までの間

(5) 入札金額

年間総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県警察本部告示第7号に規定する交通信号機等保守点検委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)

和歌山市西46番地の1

電話番号 073-473-0110(内線563)

ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)

(2) 期間

平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成20年8月7日(木)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時

平成20年8月4日(月)午後3時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年8月25日(月)午後2時45分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした

<p>入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他</p> <p>この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 和歌山県警察本部警務部会計課</p> <p>(2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表)</p>	<p>交通信号機等保守点検委託業務(和歌山市内)</p> <p>(3) 業務の内容 交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。</p> <p>(4) 契約期間 契約の日から平成21年2月28日までの間</p> <p>(5) 入札金額 年間総額で入札することとする。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年和歌山県警察本部告示第8号に規定する交通信号機等保守点検委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター(以下「交通管制センター」という。) 和歌山市西46番地の1 電話番号 073-473-0110(内線563) ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)</p> <p>(2) 期間 平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成20年8月7日(木)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年8月4日(月)午後3時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1</p>
<p style="text-align: center;"><b>入札公告</b></p> <p>交通信号機等保守点検委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p>平成20年7月29日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県警察本部長 鶴谷明憲</p> <p>1 一般競争入札に付する業務の名称等</p> <p>(1) 事業年度 平成20年度</p> <p>(2) 業務の名称</p>	

和歌山県警察本部 3階会議室

- イ 入札日時  
平成20年8月25日(月)午後3時30分
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載

するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

入札公告

交通信号機等保守点検委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称

交通信号機等保守点検委託業務(和歌山、海南、有田地区)

(3) 業務の内容

交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 契約期間

契約の日から平成21年2月28日までの間

(5) 入札金額

年間総額で入札することとする。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県警察本部告示第9号に規定する交通信号機等保守点検委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター  
(以下「交通管制センター」という。)

和歌山市西46番地の1

電話番号 073-473-0110 (内線563)

ファクシミリ番号 073-473-0110 (内線568)

(2) 期間

平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成20年8月7日(木)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

- 5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時

平成20年8月4日(月)午後3時

- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年8月25日(月)午後4時15分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 12 契約書作成の要否  
要
- 13 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- 14 その他  
この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称  
和歌山県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110(代表)

入札公告

交通信号機等保守点検委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 事業年度 平成20年度
- (2) 業務の名称  
交通信号機等保守点検委託業務(紀南地区)
- (3) 業務の内容  
交通信号機等保守点検委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 契約期間  
契約の日から平成21年2月28日までの間
- (5) 入札金額  
年間総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県警察本部告示第10号に規定する交通信号機等保守点検委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

- 和歌山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)
- 和歌山市西46番地の1  
電話番号 073-473-0110(内線563)  
ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)
- (2) 期間  
平成20年7月29日(火)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の(1)に同じ。
- イ 期間  
3の(2)に同じ。
- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成20年8月7日(木)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階小会議室
- (2) 日時  
平成20年8月4日(月)午後3時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部 3階会議室
- イ 入札日時  
平成20年8月25日(月)午後5時
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参すること。
- 7 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの

とする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がな

いときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における議会の議決の要否

否

#### 14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### (1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

##### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)